様式第十二号の九(第四十八条の十九関係)

(表　面)

キャリアコンサルタント登録証

氏名
生年月日　　年　　月　　日生

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の19の登録を受けたキャリアコンサルタントであることを証明する。

登録番号
登録年月日
有効期間満了年月日

厚生労働大臣
印
指定登録機関代表者

(裏　面)

(備考)

1　登録証を滅失し、又は損傷したときは、厚生労働大臣 / 指定登録機関代表者 に再交付を申請できる。(職業能力開発促進法施行規則第48条の21)

2　氏名若しくは住所、勤務地又は勤務先に変更があったときは、厚生労働大臣 / 指定登録機関代表者 に登録の変更を申請するとともに、その変更の結果この登録証の記載事項の訂正を要するときは、申請書に添付して提出すること。(同規則第48条の20)

3　この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。

4　有効期間の経過等により登録を削除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。

備考　用紙の大きさは、長さ54ミリメートル、幅86ミリメートルとする。